

令和5年10月1日

三木市各区（自治会）長 様

(公財)兵庫県住宅再建共済基金
兵庫県北播磨県民局総務企画室

兵庫県住宅再建共済制度パンフレットの回覧について（依頼）

平素は、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年地震やゲリラ豪雨など自然災害の発生が多くなってきており、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等にも備えるため、兵庫県では兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済制度）を設け、フェニックス共済相談員が中心となって地域を回るなどきめ細かい加入促進活動を展開しています。

その一環として**令和5年11月2日に三木市役所3階プロムナード、11月9日に吉川支所1階エントランスにおいて出前相談を実施**しますので、お手数をおかけしますが貴区（自治会）においてご案内の回覧にご協力をお願いいたします。また、今回は兵庫県北播磨県民局加東土木事務所制作の「防災啓発活動広告」も同封しております。これに掲載のQRコードから防災に関する情報も取得できますので、是非ご活用下さい。

この制度について不明な点等がありましたら、お伺いして詳細な説明をさせていただきますので、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

※添付資料は見本です。

加入にご興味のある方は下記担当にご連絡願います

「案内パンフレット」は市立公民館と三木南交流センターに設置しています。

担 当

(公財) 兵庫県住宅再建共済基金 (北播磨地域駐在)
(兵庫県東播磨県民局総務企画室内)

フェニックス共済相談員 山本

TEL 0795 (42) 9309

FAX 0795 (43) 0169

回										
覧										

兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)のご案内

1.17は忘れない



ここがポイント!!

- 兵庫県条例に基づく安全・安心の共済制度
- 地震保険や他の共済に加入していても加入可
- 住宅の築年数や規模に関係なく、定額負担で定額給付
- 他の地震保険等に加入している方でも給付を受けられます

住宅再建共済
年額 5,000 円

再建・補修時に
最大 600 万円給付



準半壊特約
年額 500 円

補修時等に
25 万円給付
加入対象:住宅再建共済加入の方



家財再建共済

単独加入:年額 1,500 円
住宅とセット加入:年額 1,000 円

最大 50 万円給付

基本は 1 年 1 度のお支払い

住宅・家財のセット加入や複数年加入(3年~10年)には割引もあります!

【複数年割引表】

※()は割引額

	毎年度 支払	複数年一括支払		
		3年	5年	10年
住宅再建 共済のみ	5,000円	14,000円 (1,000円)	23,000円 (2,000円)	45,000円 (5,000円)
住宅再建 +特約 +家財再建	6,500円 (500円)	18,200円 (1,300円)	29,900円 (2,600円)	58,500円 (6,500円)

詳しくは
パンフレットを
ご覧ください!



この機会に「共助」の輪を県全体に広げ自然災害に備えましょう

フェニックス共済

【お問い合わせ先】北播磨県民局総務企画室総務防災課 山本



兵庫県住宅再建共済制度

☎ 0 7 9 5 - 4 2 - 9 3 0 9

(公財)兵庫県住宅再建共済基金 ☎ 0 7 8 - 3 7 1 - 1 0 0 0

兵庫県北播磨県民局
(公財)兵庫県住宅
再建共済基金

フェニックス共済説明・加入受付開催!!

日時:11/2(木)午前10時~12時、午後13時~15時

場所:三木市役所 3 階プロムナード

日時:11/9(木)午前10時~12時、午後13時~15時

場所:三木市役所吉川支所1階エントランス

※加入をお考えの方は口座番号が確認できるものと金融機関届出印
又は、クレジットカード内容が確認できるものをご用意ください。

※添付資料は見本です。

加入にご興味のある方は上記問い合わせ先にご連絡願います
「案内パンフレット」は市立公民館と三木南交流センターに設置
しています。

兵庫県が実施する安心の制度

フェニックス共済

【兵庫県住宅再建共済制度】

小さな負担で、大きな安心。

年額

5,000円 の掛金で

最大

600万円 の給付!



フェニックス
サポーター
はばタン

自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える

1

地震・津波・豪雨・台風・
地すべり・洪水など、
あらゆる自然災害による
被害が対象です。



2

住宅の築年数・規模・
構造等に関係なく、
定額負担で定額給付です。



3

地震保険・他の共済に
加入していても加入でき、
給付が受けられます。

フェニックス共済



地震保険・他の共済



公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金



☎078-371-1000 (平日9:00~17:00)

神戸市中央区中山手通6丁目1番1号 兵庫県生田庁舎2階 FAX078-371-1010
URL : <https://www.jutakusaiken.jp>

フェニックス共済 検索 ←

QRコードよりアクセスしていただくこともできます。



住宅をお持ちの方の

住宅再建共済

損害割合 20%以上

年額 **5,000** 円で
再建・補修時等に
最大 600 万円給付!

加入対象者 県内に戸建て、分譲マンション、賃貸住宅をお持ちの方

対象住宅 県内にある住宅 (1つの住宅に1契約)

準半壊特約

損害割合 10%以上 20%未満

年額 **500** 円で
補修時等に
25 万円給付!

加入対象者 住宅再建共済にご加入の方

損害割合10%未満【準半壊に至らない(一部損壊)】
は給付対象外です

プラス

【給付について】

被災されましたら、まずは住宅の所在地市町に被害認定を依頼し、「り災証明書」の交付を受けてください。

※「り災証明書」の申請には期限があり、各市町で確認願います。

住宅の被害認定 (損害割合)	建築・購入した場合	補修した場合	建築・購入、補修しない場合
全壊 (50%以上)	600万円	200万円	10万円
大規模半壊 (40%以上 50%未満)		100万円	
中規模半壊 (20%以上 40%未満) 又は半壊		50万円	
特約 準半壊 (10%以上 20%未満)	25万円		10万円



- ① 住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。
- ② 年度途中で脱退されても、既に払い込まれた当該年度の掛金（共済負担金）は返金できません。
- ③ 自然災害に起因しない火災での被害は、対象となりません。
- ④ 県外での建築・購入の場合、給付金は半額となります。
- ⑤ 賃貸住宅等をお持ちの方については、建築・購入、補修しない場合や、県外で建築・購入する場合は給付の対象外です。
- ⑥ 給付条件に該当しない「り災証明書」では給付できません。



Q1 加入日はいつから？

A1 郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到着した日が加入日です。
インターネットによる申込の場合は、申込の翌日が加入日です。

Q2 共済掛金の支払時期は？

A2 【毎年度支払の場合】

加入初年度：翌月 27 日に口座振替、又は翌月以降にクレジットカード会社から請求します。

翌年度 1 年分：毎年 3 月 27 日に口座振替、又は 4 月以降にクレジットカード会社から請求します。*ただし、3 月に申し込んだ場合、3 月分+翌年度 1 年度分の口座振替は 4 月 27 日

【複数年一括支払の場合】

加入初年度分と複数年一括支払分を口座振替（翌月 27 日）、又はクレジットカード会社から請求（翌月以降）します。

Q3 加入申込書提出から加入証書が届くまでの期間は？

A3 加入申込書提出から加入証書発送まで、約 1 月半～2 月半かかります。その間は給付の対象ですが、掛金の入金があれば給付の対象外となります。

Q4 相続や転居等があった場合は？

A4 相続人や転居先等について、当基金へご連絡いただければ、届出書類をお送りします。

Q5 給付金の申請期間は？

A5 災害発生日から 5 年以内です。

Q6 地震で発生した火災は対象になるの？

A6 地震、落雷など自然災害を原因として発生した火災（類焼を含みます）も給付対象となります。

Q7 賃貸住宅のオーナーは加入できるの？

A7 賃貸住宅の所有者として住宅再建共済に加入できます。家財再建共済は、居住者（入居者）に加入資格がありますので、賃貸住宅のオーナーは加入できません。

Q8 他の地震保険等と同様、地震保険料控除対象になるの？

A8 本共済は兵庫県条例に基づき、あらゆる自然災害からの住宅再建を県民相互が助け合うもので、地震保険ではありません。このため、地震保険料控除の対象ではありません。

家財再建共済

単独加入 年額 **1,500円** で
住宅とセット加入の場合 年額 **1,000円** で

最大50万円 給付!

加入対象者 県内の住宅にお住まいの方
対象家財 住宅の中にある全ての家財 (1つの住宅に1契約)

【給付について】
左記の「**り災証明書**」の交付を受けてください。

住宅の被害認定 (損害割合)	購入または修復した場合
全壊 (50%以上)	50万円
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	35万円
中規模半壊 又は半壊 (20%以上 40%未満)	25万円
床上浸水	15万円

- ⚠️ ① 左記の①～③・⑥の事項は、家財再建共済でも同様です。
② 落雷等で家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外です。

給付金をお支払いした主な災害

被災年月	災害(主な被災地域)
平成21年 8月	台風第9号災害(西播磨・但馬)
平成23年 9月	台風第12号災害(東播磨・北播磨・中播磨)
平成24年 2月	2月雪害(但馬)
平成25年 4月 9月	淡路島を震源とする地震(淡路) 台風第18号災害(北播磨・丹波)
平成26年 8月	8月豪雨災害(神戸・阪神北・丹波)
平成29年 1月 10月	1月雪害(中播磨・但馬・丹波) 台風第21号災害(神戸・阪神北・中播磨・但馬)
平成30年 6月 7月 8月 9月	大阪府北部地震(阪神南・阪神北) 7月豪雨災害(神戸・北播磨・西播磨・丹波・淡路) 台風第20号災害(神戸・阪神北・東播磨・淡路) 台風第21号災害(神戸・阪神南・阪神北・北播磨・淡路)
令和2年 9月	台風第10号災害(中播磨・淡路)
令和4年 1月	1月雪害(但馬)

3年・5年・10年一括払いで、お得!

	初年度掛金 (申込月から 年度末3月まで)	+	翌年度から複数年一括掛金		
			3年	5年	10年
住宅再建共済のみ	500円×月数 (上限5,000円)	+	14,000円 (1,000円)	23,000円 (2,000円)	45,000円 (5,000円)
家財再建共済のみ	150円×月数 (上限1,500円)	+	4,200円 (300円)	6,900円 (600円)	13,500円 (1,500円)
住宅再建+特約	550円×月数 (上限5,500円)	+	15,400円 (1,100円)	25,300円 (2,200円)	49,500円 (5,500円)
住宅再建+家財再建	600円×月数 (上限6,000円)	+	16,800円 (1,200円)	27,600円 (2,400円)	54,000円 (6,000円)
住宅再建+特約+家財再建	650円×月数 (上限6,500円)	+	18,200円 (1,300円)	29,900円 (2,600円)	58,500円 (6,500円)

※ () は割引額
加入時のみ、合わせてお支払いいただけます。

ご加入者さまの「お声」

被災した際に、必要だと実感したのは、人手とお金でした。給付金は簡単な申請手続きですぐに給付され、助かりました。(40歳代/女性/高砂市)



加入は発足当初からしていましたが、他の場所で自然災害が発生しても他人事と思っており、自分が被災するとはほんとうに夢にも思いませんでした。少ない掛金で、給付を受けることができ、助かりました。結婚した娘二人も、フェニックス共済に加入するように勧め、加入しました。(50歳代/女性/加西市)



我が家は築何十年のため、風が心配で加入しました。準半壊特約で給付があり、早々の入金はありがたく思っています。(60歳代/男性/加東市)



被災し、精神的に悲しい、辛い気持ちになりました。共済給付金がすぐに給付され、家具などが購入でき本当に助かりました。(70歳代/男性/姫路市)



兵庫県住宅再建共済制度 重要事項説明書

加入申込みされる前に必ずお読み下さい。

- 重要事項説明書の記載の中で、「加入概要」「注意喚起情報」には、このご加入にあたり「特に重要なお知らせ」が記載されておりますので、ご加入いただく前に必ずお読み下さい。

特に重要なお知らせ(加入概要)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「加入概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については兵庫県住宅再建共済制度約款及び兵庫県家財再建共済制度約款（両約款とも兵庫県住宅再建共済制度のホームページに掲載）をご参照下さい。

また、ご不明な点については、(公財)兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）までお問い合わせ下さい。（問い合わせ先は末尾に掲載しています。）

1 共済制度のしくみ

(1) 住宅再建共済制度のしくみ

① 住宅再建

共済制度は、地震、台風、水害等の異常な自然災害により、倒壊、損壊等の被害を受け、半壊以上の認定を受けた住宅、準半壊特約加入の場合は準半壊の認定を受けた住宅の再建（建築・購入）又は補修に対して給付金を給付します。

② 家財再建

共済制度は、地震、台風、水害等の異常な自然災害により、住宅が倒壊、損壊等の被害を受け、半壊以上又は床上浸水の認定を受けた場合に、住宅にある家財の購入又は修復に対して給付金を給付します。

(2) 共済制度の対象

① 住宅再建

共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、重複して加入することはできません。

加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋、又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。

住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。

② 家財再建

共済制度は、1戸の住宅の中にある全ての家財について1の加入ができるものとし、重複して加入することはできません。

加入の対象となる家財は、加入者が居住する住宅にある家財です。

(3) 加入者

① 住宅再建

共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者です。（個人又は法人を問いません。賃貸住宅の所有者も加入できます。）

② 家財再建

共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している個人又は住宅に居住する個人です。（賃貸住宅の居住者も加入できます。）

(4) 共済期間

毎年4月1日から翌年の3月31日まで（ただし、最初に参加申込みする年は、郵送の場合は、加入申込書が共済基金に届いた日から、インターネットによる申込の場合は、申込の翌日から最初に迎える3月31日まで）。なお、加入者から継続加入しない旨の申出がない限り、共済加入契約は自動更新となります。

2 共済負担金

(1) 負担金の算定方法

共済負担金は、年額方式としています。単年度ごとにお支払いいただく場合は、次の①により算出した額となります。

また、複数年の一括支払（3・5・10年）を希望される場合は、加入された翌年度から適用されることとなりますので、次の①、②により算出した合計額の一括支払となります。

① 初年度・単年度支払の負担金

住宅再建と家財再建を同時に加入いただくと、家財再建の負担金が減額されます。

【住宅再建】

区分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 500円 × 加入日の属する月から3月までの月数(上限5,000円)
継続加入時	年額5,000円

【準半壊特約】

※特約のみのご加入はできません。上記の住宅再建に以下の金額を加算します。

区分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 50円 × 加入日の属する月から3月までの月数(上限500円)
継続加入時	年額500円

【家財再建】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 150円×加入日の属する月から3月までの月数（上限1,500円）
継続加入時	年額1,500円

【住宅・家財同時加入】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 600円×加入日の属する月から3月までの月数（上限6,000円）
継続加入時	年額6,000円

【住宅・準半壊特約・家財同時加入】

区 分	共済負担金の算出方法
新規加入時	月額 650円×加入日の属する月から3月までの月数（上限6,500円）
継続加入時	年額6,500円

② 複数年一括支払の負担金

複数年の負担金を一括支払いいただくと、負担金が減額されます。負担金の減額は、加入された翌年度からの適用となり、次により算出します。

【住宅再建】

複数年	共済負担金の算出方法
3年	(年額 5,000円×3年) - (割引額 1,000円) = 14,000円
5年	(年額 5,000円×5年) - (割引額 2,000円) = 23,000円
10年	(年額 5,000円×10年) - (割引額 5,000円) = 45,000円

【準半壊特約】 ※上記の住宅再建に以下の金額を加算します。

複数年	共済負担金の算出方法
3年	(年額 500円×3年) - (割引額 100円) = 1,400円
5年	(年額 500円×5年) - (割引額 200円) = 2,300円
10年	(年額 500円×10年) - (割引額 500円) = 4,500円

【家財再建】

複数年	共済負担金の算出方法
3年	(年額 1,500円×3年) - (割引額 300円) = 4,200円
5年	(年額 1,500円×5年) - (割引額 600円) = 6,900円
10年	(年額 1,500円×10年) - (割引額 1,500円) = 13,500円

【住宅・家財同時加入】

複数年	共済負担金の算出方法
3年	(年額 6,000円×3年) - (割引額 1,200円) = 16,800円
5年	(年額 6,000円×5年) - (割引額 2,400円) = 27,600円
10年	(年額 6,000円×10年) - (割引額 6,000円) = 54,000円

【住宅・準半壊特約・家財同時加入】

複数年	共済負担金の算出方法
3年	(年額 6,500円×3年) - (割引額 1,300円) = 18,200円
5年	(年額 6,500円×5年) - (割引額 2,600円) = 29,900円
10年	(年額 6,500円×10年) - (割引額 6,500円) = 58,500円

(2) 支払方法

共済負担金は、加入者が指定した金融機関等を通じて、自動口座振替（株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み。）又は、クレジットカード（共済基金指定のものに限ります。）により払い込むものとします。

金融機関の口座から、加入日の翌月27日に引落しします。なお、年度ごとの支払を選択された場合、翌年度分負担金の引き落としは加入年度の3月27日となります。

また、クレジットカードにより払い込む場合は、カード会社指定の日引き落とされます。

(3) 加入期間についてのご注意

共済制度は毎年4月1日から翌年3月31日までを1共済期間とします。

新規加入は随時受け付けておりますが、加入初年度の共済期間は最初に到来する3月31日までとなります。（加入日から1年を起算するものではありません。）

1年未満のご加入であっても、自動継続のご確認と口座引落しを毎共済期間が終了するまでに行いますので、自動継続の承認後、口座を解約することのないよう、ご注意下さい。（一度、払い込まれた共済負担金は返還いたしません。）

3 共済給付金

(1) 給付対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が対象となります。なお、自然災害を直接

又は間接の原因とする焼失、損壊、埋没又は流失も対象となりますので、例えば、地震、落雷を原因とした火災による被害も対象となります。共済基金にご相談下さい。

(2) 申請に必要な書類

共済給付金の申請には、住宅が所在する市町が発行する罹(り)災証明書が必要となります。

自然災害により被害を受けた場合、住宅所在地の市町に申請すると、住宅の被害(損害割合)を認定した罹(り)災証明書が交付されます。半壊以上の罹(り)災証明書、準半壊特約加入の場合は準半壊の罹(り)災証明書の交付があった場合は、共済基金までご連絡のうえ共済給付金を給付申請して下さい。

罹(り)災証明書を発行する担当課は、市町にご確認下さい。

(3) 対象となる被害の程度

① 住宅再建のみに加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」の認定を受けた被害が対象となります。

② 準半壊特約にも加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、「準半壊」の認定を受けた被害も対象となります。

③ 家財再建に加入

市町が発行する罹(り)災証明書により、住宅が「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」「全壊」又は「床上浸水」の認定を受けた被害が対象となります。

家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外となります。

(4) 給付額

共済給付金の額は、次のとおりです。

【住宅再建】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、兵庫県の区域内に新たな住宅の建築又は購入をした場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合 注※)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

【準半壊特約】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、兵庫県の区域内に新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合 (建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合 注※)	25万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

注※賃貸住宅の所有者が、兵庫県の区域外に賃貸住宅を建築又は購入される場合は、給付の対象外となりますので、ご注意ください。

【家財再建】

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
(4) 対象住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

(5) 申請の時期

原則として、上記(4)の【住宅再建】【準半壊特約】の区分の欄に該当することとなったときから、給付申請することができます。

ただし、やむを得ない事情により住宅の再建(建築・購入)又は補修をする前に、資金が必要となった場合は、それを証する書類等により、給付金の一部の給付を受けることができる場合がありますので、共済基金にご相談下さい。なお、住宅の再建(建築・購入)又は補修がなされなかったときは、共済給付金の全額を返還していただくこととなります。

(6) 申請の期限

被災した日から起算して5年以内に、共済給付金給付申請書、罹(り)災証明書等の必要書類を添えて申請して下さい。期限までに申請がない場合は、給付が受けられなくなります。

やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請ができない場合は、必ず共済基金にご相談下さい。

4 共済契約の解除等

(1) 共済契約の終了

次の事由に該当する場合は、共済契約は終了し、既に支払われた共済負担金は返還いたしませんのでご注意ください。「消滅」に該当する事由が生じた場合は、速やかに共済基金に届け出て下さい。

区分	該当する事由	効果等	共済負担金	共済給付金
解除	①自動口座振替又はクレジットカードによる共済負担金の払込みがなされなかったとき。 ②加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み、共済給付金の申請又は届出をしたとき。	・共済基金は催告なく共済契約を解除し、解除日以降、共済契約は失効します。	・既に支払われた共済負担金は返還いたしません。但し、複数年一括支払をされている場合は、共済契約終了の翌年度以降分について、割引額に応じて算出した額の返還に応じます。	・既に給付された共済給付金の申請が、虚偽の内容でなされていた場合は、返還していただきます。
消滅	①自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失したとき、又は加入の対象となる住宅（1の(2)参照）でなくなったとき。 ②加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき（住宅再建のみ）。	・加入者の届出が、共済基金に到達した時から共済契約は失効します。		・該当する事由が生じた場合、それ以降の被害に対しては給付いたしません。
解約	①加入者が共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出したとき。	・書面記載の脱退の日の翌日から共済契約は失効します。		—

(2) 共済契約の無効

次の事由に該当する場合は、共済契約は無効となり、既に給付された共済給付金は返還していただくこととなります。また、既に支払われた共済負担金が返還されない場合がありますのでご注意ください。

区分	該当する事由	効果等	既に支払われた共済負担金	既に給付された共済給付金
無効	①加入の対象となる住宅（1の(2)参照）以外の住宅又は住宅の家財について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。 ②加入することができる者（1の(3)参照）以外の者が、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき。	・契約当初から共済契約の効力は生じません。	・加入者の故意又は重大な過失により申込みをされていた場合は、返還いたしません。	・返還していただきます。

(3) 共済基金への届出が必要な事由

次の事由に該当することとなった場合は、速やかに共済基金に届け出て下さい。届出がない場合、共済給付金の給付を受けられない場合があります。

- ① 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- ② 加入者の氏名又は住所に変更があったとき。
- ③ 自動口座振替の口座又は支払方法を変更したとき。
- ④ その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

(4) その他

その他にも共済契約の譲渡・担保設定の禁止、不服申立て等の取り決めがありますので、詳しくは共済基金までお尋ね下さい。

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

ご加入に際して、加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を「注意喚起情報」に記載しています。ご加入いただく前に必ずお読み下さい。

本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については兵庫県住宅再建共済制度約款及び兵庫県家財再建共済制度約款（両約款とも兵庫県住宅再建共済制度のホームページに掲載）をご参照下さい。

また、ご不明な点については、共済基金までお問い合わせ下さい。

1 ご加入後にご注意いただきたいこと

加入者証が届きましたら、内容をご確認下さい。ご加入内容に誤りがございましたら、直ちに共済基金までご連絡下さい。

2 自然災害により被災された場合は、まず、住宅所在地の市町に申請して罹(り)災証明書の交付を受けて下さい。

自然災害により被災し、半壊以上の罹(り)災証明書、準半壊特約加入の場合は準半壊の罹(り)災証明書が交付された場合は、共済基金までご連絡のうえ共済給付金を給付申請して下さい。給付申請が遅れますと、共済給付金の給付が受けられなくなります。(特に重要なお知らせ(加入概要) 3 共済給付金 (1) 給付対象となる自然災害 (2) 申請に必要な書類 (3) 対象となる被害の程度 (5) 申請の時期 (6) 申請の期限 をご覧下さい。)

なお、全部滅失となった場合は、申出書により共済負担金の支払いを止めることができます。

3 共済契約が終了又は無効となる場合、既に給付した共済給付金を返還していただいたり、既に支払った共済負担金が返還されない場合がありますのでご注意ください。(特に重要なお知らせ(加入概要) 4 共済契約の解除等 (1) 共済契約の終了 (2) 共済契約の無効 をご覧下さい。)

4 共済基金への届出が必要な事由に該当するのに届出がない場合、共済給付金の給付を受けられない場合があります。(特に重要なお知らせ(加入概要) 4 共済契約の解除等 (3) 共済基金への届出が必要な事由 をご覧下さい。)

5 個人情報の取扱いについて

加入者から収集した情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。(詳細については、兵庫県住宅再建共済制度のホームページ(個人情報の取扱いに関する事項「個人情報保護方針」)をご覧下さい。)

お問い合わせ先

(公財)兵庫県住宅再建共済基金 電話 078-371-1000

所在地：神戸市中央区中山手通6丁目1番1号(兵庫県生田庁舎2階)



兵庫県住宅再建共済制度約款(抄)

約款をご契約の前に必ずお読みいただき、ご了承の上でお申し込みください。

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度について、兵庫県住宅再建共済制度条例(平成17年兵庫県条例第41号。以下「条例」といいます。)第4条第1項に規定する共済制度(以下「住宅再建共済制度」といいます。)に加入する者として、兵庫県から住宅再建共済制度の運営を委託された公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」といいます。)との間で締結される共済契約に関して定めるものです。

第1章 住宅再建共済制度への加入

加入資格

第1条 住宅再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者(個人又は法人を問いません。)です。

加入単位及び加入の対象となる住宅

第2条 住宅再建共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

2 住宅再建共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。別棟の店舗や倉庫、塀やカーポート等付属の工作物は対象となりません。

3 前項の住宅は、1つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があります。この場合において、1つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

- (1) 1つ以上の居住室
- (2) 専用(社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあつては、共用を含みます。次号及び第4号において同じです。)の炊事用流し(台所)
- (3) 専用のトイレ
- (4) 専用の出入口

加入の手続

第3条 住宅再建共済制度への新たな加入(以下「新規加入」といいます。)の申込み又は条例第5条第2項の申出(以下「特約加入の申出」といいます。)は、加入申込書兼申出書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「加入申込書」といいます。)に必要事項を記載の上、加入申込書を共済基金に提出して行うものとし、この場合において、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他の特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

2 前項の加入申込書の提出は、必要事項を共済基金のホームページに入力し、送信することで代えることができます。この場合において、入力データの受信を行った翌日を加入日とします。

3 共済契約は、第5条に規定する共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入(以下「継続加入」といいます。)の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとし、なお、第4条の規定により住宅再建共済負担金を、新規加入に係る共済期間を除く連続する複数の共済期間数一括して払い込む方法(以下「複数年一括支払」といいます。)を選択している場合は、払い込んだ共済期間数が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により申出がない限り、引き続き同数の共済期間数分の複数年一括支払を選択したものとします。

4 住宅再建共済制度へ3月に新規加入をする場合には、新規加入と継続加入について、併せて申込みがあったものとします。

5 住宅再建共済負担金は、加入者が指定した金融機関等(以下「指定金融機関」といいます。)を通じて、自動口座振替(株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み。以下同じです。)又は、クレジットカード(共済基金指定のものに限ります。)により払い込むものとします。

6 住宅再建共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日(自動口座振替日)となります。クレジットカードにより払い込む場合においては、カード会社指定の日引き落とされます。

- (1) 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
- (2) 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第4項の規定による継続加入については、4月27日
- (3) 新規加入時に複数年一括支払を選択した場合は、新規加入分と複数年一括支払分と合わせて、加入日の属する月の翌月の27日に払い込むものとします。

7 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の属する月の翌月の27日(その日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日)に、再度、自動口座振替により払い込むものとします。

8 共済基金が別に定める場合については、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により、加入の申込み又は特約加入の申出を行い、及び住宅再建共済負担金を払い込むことができるものとします。

住宅再建共済負担金等

第4条 住宅再建共済負担金は、年額方式とし、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

(1) 新規加入 月額500円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)

(2) 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における住宅再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額5,000円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	1,000円
5	2,000円
10	5,000円

2 特約加入の申出をする場合における住宅再建共済負担金の額は、前項の金額に次に掲げる金額を加えた額とします。

(1) 新規加入 月額50円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が500円を超えるときは、500円)

(2) 継続加入 年額500円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における住宅再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額500円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	100円
5	200円
10	500円

3 加入の申込みをする者が、既に、兵庫県家財再建共済制度約款による家財に係る共済制度に加入している場合において、この約款第3条第5項の規定により払い込む額は、当該住宅再建共済負担金の額から、兵庫県家財再建共済制度約款第4条第4項の規定に基づき、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

共済期間

第5条 共済期間は、次のとおりとします。

- (1) 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- (2) 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

第2章 住宅再建共済給付金

住宅再建共済給付金の給付

第6条 加入に係る住宅(以下「対象住宅」といいます。)が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害(以下「自然災害」といいます。)により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

2 対象住宅(特約加入の申出に係る対象住宅)に限ります。以下この項及び第7条第4項第2号工において同じです。が、自然災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	25万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

3 住宅再建共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に本条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の住宅再建共済給付金を給付するものとします。

4 加入者が自らの居住の用に供していない住宅(以下「賃貸住宅等」といいます。)である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における第1項の表の(1)又は第2項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。

5 第1項の全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊、及び第2項の準半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準(令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により、当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区分	被害の程度
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したものとす。すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおり再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積(以下「損壊部分」といいます。)がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であつて、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。)の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊又は半壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものとす。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもの
準半壊	半壊に準ずる程度の住宅の破損で、補修を必要とする程度のもの(ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。)のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が10%以上20%未満のもの

住宅再建共済給付金の給付申請期間等

第7条 住宅再建共済給付金の給付申請は、自然災害が発生した日から起算して5年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請をすることができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限経過後の給付申請が認められる場合があります。

2 住宅再建共済給付金は、原則として、前条第1項又は第2項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、給付申請することができるものとします。

3 前項の規定にかかわらず、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類がある場合その他当該建築若しくは購入又は補修を行うことが明らかであると同認められる場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に給付申請をし、住宅再建共済給付金の給付を受けることができます。

4 前項の給付を受けることができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかったときには、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。

- (1) 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類がある場合 300万円(対象住宅が準半壊の被害を受けた場合にあつては、25万円)
- (2) 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことが明らかである場合(前号に該当する場合を除きます。)
 - 対象住宅が全壊の被害を受けた場合 200万円
 - 対象住宅が大規模半壊の被害を受けた場合 100万円
 - 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受けた場合 50万円
 - 対象住宅が準半壊の被害を受けた場合 25万円

住宅再建共済給付金の給付申請手続

第8条 住宅再建共済給付金の給付申請は、次に掲げる書類を共済基金に提出して行うものとします。

- (1) 住宅再建共済給付金給付申請書
- (2) 対象住宅の所有権を証する書類(対象住宅の登記事項証明書等の写し)
- (3) 対象住宅について市町が発行したり災証明書等の写し
- (4) 第6条第1項の表の(1)から(4)まで又は同条第2項の表の(1)のいずれかに該当する場合

- には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証、領収書等の写し）
- (5) 前条第3項による給付申請を行う場合には、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類
- ア 前条第4項第1号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類の写し
- イ 前条第4項第2号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことを約する書類
- (6) その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。
- (1) 第3条第7項の自動口座振替による住宅再建共済負担金の払込みがなされなかったとき。
- (2) 加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み（特約加入の申出を含みます。以下同じです。）、住宅再建共済給付金の給付申請又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
- (3) 加入者が、次のいずれかに該当するとき。
- ア 反社会的勢力に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 2 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、住宅再建共済給付金は給付せず、住宅再建共済給付金を既に給付していたときにあっては、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。
- 3 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。
- 4 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

共済契約の消滅

- 第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、消滅するものとします。
- (1) 自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失し、又は第2条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。
- (2) 住宅再建共済制度に係る加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき。
- 2 第12条の規定により加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- 3 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、共済基金に届け出なければなりません。
- 4 共済契約が消滅した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

共済契約の無効

- 第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効となります。
- (1) 第1条に規定する住宅再建共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- (2) 第2条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- 2 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、既に払い込まれた住宅再建共済負担金の全部又は一部を返還するものとします。

加入者の地位の承継

- 第12条 加入者について相続、合併又は分割があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人が加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければなりません。
- 2 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

- 第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。
- 2 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
- 3 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた該当共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

第4章 その他

譲渡及び担保の禁止

- 第14条 加入者は、住宅再建共済給付金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することができないものとします。

共済基金への届出が必要となる場合

- 第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、直ちに、書面によりその旨を共済基金に届け出なければなりません。この届出がないときには、住宅再建共済給付金の給付を受けられないことがあります。
- (1) 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- (2) 加入者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- (3) 自動口座振替に係る口座又は支払方法を変更したとき。
- (4) その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

通知の方法

- 第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項について、加入申込書に記載されている住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責めを負うことはないものと、この場合には、共済基金が通知を発送した日の翌日をもって効力が発生したものとします。

不服の申立て

- 第17条 住宅再建共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある場合は、共済基金の決定

があったことを知った日から3月以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

- 2 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人へ通知します。
- 3 前項の決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

兵庫県家財再建共済制度約款（抄）

※住宅再建共済制度約款とは異なる部分のみ記載します。以下に記載の条文以外は、住宅再建共済制度の約款の対応する条文をご覧ください（ホームページでも全文ご覧いただけます）。

加入資格（第1条）

家財再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している個人又は兵庫県の区域内に存する住宅に居住する個人です。

加入単位及び加入の対象となる家財（第2条第1項及び第2項）

家財再建共済制度は、1戸の住宅に存する家財について1の加入ができるものとし、1戸の住宅に存する家財について重複して加入することはできません。

家財再建共済制度の加入の対象となる家財は、加入者が居住する住宅に存する家財です。

家財再建共済負担金等（第4条）

家財再建共済負担金は、年額方式とし、1戸の住宅に存する家財につき、次に掲げる金額とします。

- (1) 新規加入 月額150円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）
- (2) 継続加入 年額1,500円。ただし、加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額1,500円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	300円
5	600円
10	1,500円

- 2 前項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、同時に、兵庫県住宅再建共済制度約款による住宅に係る共済制度（以下「住宅再建共済制度」といいます。）に加入する場合には、同一の共済期間で加入することとするとともに、この場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第2号の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。

- (1) 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
- (2) 継続加入 年額1,000円。ただし、加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により更に減額することとし、年額1,000円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	200円
5	400円
10	1,000円

- 3 第1項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、既に、住宅再建共済制度に加入している場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第2号の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。

- (1) 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
- (2) 継続加入 年額1,000円。ただし、加入の申込みをする者が住宅再建共済負担金を複数年一括支払している場合であって、あらかじめ、当該加入者の申出により、当該住宅再建共済制度に係る残存する共済期間に相当する共済期間数を超えない範囲内で複数年一括支払いするときに、前項第2号ただし書の規定を準用します。
- 4 家財再建共済制度に既に加入している者が住宅再建共済制度への加入の申込みをする場合における家財再建共済負担金の額は、既に払い込んでいる家財再建共済負担金の額から、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

家財再建共済給付金の給付額等（第6条）

加入に係る家財が存する住宅が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、加入者の給付申請に基づき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の家財再建共済給付金を給付します。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
(4) 対象住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準（令和3年6月24日付け府政第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、それぞれ当該自然災害に関して市町においてなされる認定に基づくものとします。

区 分	被害の程度
床上浸水	住宅の床より上に浸水したものである又は全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

◆この約款は加入証書（葉書）と一緒に大切に保管してください。

個人情報の取り扱いに関する事項（(公財)兵庫県住宅再建共済基金）

加入者から収集した情報については、共済契約引き受けの判断、給付金の支払、共済契約の募集・継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。詳細については、ホームページをご覧ください。

*なお、本共済制度は地震保険とは異なる制度のため、共済負担金（掛金）は地震保険料控除の対象となりません。

加入申込書 記入例

太枠の中に、黒のボールペン等ではっきりとご記入ください。鉛筆、サインペンは不可です。

記入後、もう1度チェック!

- 重要事項説明書の内容がご自身の意向に沿ったものであることをご確認いただきましたか。
- 約款の内容が契約内容となることにご同意いただけましたか。
- 口座振替の場合、書き損じ箇所は、二重線で消して、「金融機関届出印」による訂正印が押されていますか。(修正ペン等はお使いにならないでください。)

【訂正例】 

新加入の方も、追加加入の方も、お申込み内容を確認し、□枠に○をしてください。

加入者は、住宅所有者ご本人又は居住している賃貸住宅の契約者ご本人のお名前（法人の場合は法人名）をご記入ください。

既に当共済制度にご加入の方は、ご記入ください。

登記等の地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。郵便番号を忘れずに。

賃貸住宅など現住所以外で住宅を所有している場合のみ、ご記入ください。

賃貸住宅に居住する賃借人が「家財再建」に加入する場合、必ずご記入ください。

それぞれ加入する戸数も忘れず記入してください。自ら居住している場合は「1」、賃貸住宅等は「2」

●2とa~dのいずれかに○をしてください。○がない場合は、毎年度支払となります。

お申込み内容		<input type="checkbox"/> 1 住宅再建共済制度 <input checked="" type="checkbox"/> 準半壊特約 <input type="checkbox"/> 2 家財再建共済制度		追加でお申込みされる方へ	
加入（追加）される共済制度の□に○をご記入ください。		※賃貸住宅のオーナーの方は、「家財再建共済制度」にはご加入できません。		既に加入されている共済制度の点線部分を囲み、下欄に加入者番号をご記入ください。	
加入者お名前	個人	フリガナ	サイケン ススム	加入者番号	
	法人	フリガナ	再建 進	電話番号 (携帯電話)	090-0000-XXXX
住所	〒650-0004	兵庫県	神戸市	中央区	中山手通 6-1-1
加入対象の住宅	〒000-0000	兵庫県	市	区	町
住宅の用途 (加入する戸数)	① 自己居住用 (計 1 戸)		2 賃貸等用 (計 戸)		
住宅の形態	① 一戸建住宅		2 集合住宅 (マンション等)		
賃貸居住状況 (家財のみ記入)	1 民間賃貸		2 公的賃貸 3 その他		
共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください)	1 毎年度支払 2 複数年一括支払 (初年度分 + 継続分を一括で支払) a 3年分 b 5年分 c 10年分 d 既加入の共済の加入期間に合わせる				

お支払は、金融機関・ゆうちょ銀行の自動口座振替による方法と、クレジットカードによる方法があります。どちらか1つを選んで記入してください。

フリガナ	サイケン ススム	金融機関届出印	再建
口座名義人	再建 進		
カードの種類	① JCB 2 VISA 3 MASTER		
カード名義 (カード表面のとおり記載)	SUSUMU SAIKEN (例: SUSUMU SAIKEN)		
ご署名	再建 進 (例: 再建 進)		
カード番号	1234-1234-1234-1234		
有効期限	04月 / 28年		

鮮明に押印してください。受付できない例



- 金融機関への届出印を鮮明に押してください。
- 法人の場合の口座名義人欄は、代表者名等(フリガナ含む)をお忘れなく。
- 預金種別は必ずどちらかに○をしてください。
- 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- 訂正がある場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押してください。

- クレジットカードと同様のご署名を記入してください。
- クレジットカードの有効期限は、最短でもお申込みの月の翌月末までであることを確認してください。

加入申込書に必要事項を記載の上、県内の郵便局の窓口(簡易局除く)にお持ちいただくか、添付の封筒に入れて郵送(無料)してください。

* 加入戸数が2戸以上の場合、加入する戸数分の共済負担金が必要となります。
* 準半壊特約の「対象となる住宅」「加入戸数」「共済期間の終期」は住宅再建共済制度と同じとなります。

兵庫県住宅・家財再建共済制度 加入申込書

公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 御中
私は、重要事項説明書を確認し、次のとおり申し込みます。
また、約款の内容が契約内容となることに同意します。

202305-1-

○-○ ○

太枠の中を楷書でしっかりと記入してください

お申し込み内容		<input type="checkbox"/> 1 住宅再建共済制度 <input checked="" type="checkbox"/> 準半壊特約 <input type="checkbox"/> 2 家財再建共済制度		追加でお申し込みされる方へ		(住宅再建共済) (準半壊特約) (家財再建共済)	
加入(追加)される共済制度の□に○をご記入ください。		※ 賃貸住宅のオーナーの方は、「家財再建共済制度」にはご加入できません。		既に加入されている共済制度の点線部分を囲み、下欄に加入者番号をご記入ください。			
加入者		1 個人 フリガナ 姓 名 2 法人 フリガナ 会社名 代表者名 役職		加入者番号			
現住所		〒 []-[]-[]-[]-[]-[]		電話番号(携帯電話)		- -	
加入対象の住宅		所在地 〒 []-[]-[]-[]-[]-[] 兵庫県 市 郡 区 町		住宅の用途(加入する戸数) 1 自己居住用(計 戸) 2 賃貸等用(計 戸) 住宅の形態 1 一戸建住宅 2 集合住宅(マンション等)		賃貸居住状況(家財のみ記入) 1 民間賃貸 2 公的賃貸 3 その他	
共済負担金の支払方法(いずれかに○をしてください)		1 毎年度支払 2 複数年一括支払(初年度分+継続分を一括で支払) a 3年分 b 5年分 c 10年分 d 既加入の共済の加入期間に合わせる				受付窓口日附印	

裏面のアンケートにご協力をください。アンケートにご回答いただいた方の中から、抽選で年間100名様にごUQカード500円分をプレゼントいたします。プレゼントの発送をもって当選結果に代えさせていただきます。
※既に複数年一括支払でご加入の方が共済制度を追加する場合、既加入の共済期間までのご加入となります。
※お申し込み内容に正確な記入がない場合、給付申請時に諸手続きが必要になり、共済給付金の支給に月日を要したり、あるいは、給付金が支給されないことがありますので、ご注意ください。
※被災加入者情報の把握及び共済給付金給付手続を迅速・的確に行うことができるよう、あなたが所有する住宅所在地の市町と当基金において、あなたの被災情報について情報交換することがあります。

金融機関等口座振替用

クレジットカード支払用

※ 訂正の場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押してください。

下記指定金融機関 御中 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書**
(収・加) 兵庫県住宅再建共済

私(口座名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を、下記の口座から預金口座振替又は自動払込により支払うことを承諾します。

フリガナ		金融機関届出印
口座名義人		

どちらかに記入してください

私(クレジットカード名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を私自身の所有する下記クレジットカードで支払うとともに、クレジットカード会員規約に基づいて支払うことを承諾します。

カードの種類	1 JCB 2 VISA 3 MASTER
カード名義(カード表面のとおり記載)	(例:SUSUMU SAIKEN)
ご署名	(例:再建進)
カード番号	
有効期限	月 / 年

どちらかに記入してください

契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
3 0	*	
ゆうちょ銀行	払込先口座番号 00930-1-297166 払込日 27日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)	払込先加入者名 公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 ※欄は、通帳の記号の後にハイフンと記号がある場合のみご記入ください。
以外の金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 本店・支店 農協・その他() 出張所	金融機関番号 店番号
預金種別	口座番号(右詰めで記入)	金融機関受付印
1 普通(総合)		
2 当座		

預金口座振替規定

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引き落としの上お支払ください。預金の引き落としに当たっては、当座勘定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、引き落とし後の代金領収書は請求いたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
- この契約は、長期間にわたり下記団体から請求がないなど相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に疑義が生じて、貴金融機関の責めによるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をお掛けしません。
- 共済契約にかかわる紛議については、私と下記団体間で解決します。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

振替日	毎月27日	金融機関使用欄	
収納依頼企業名	公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金	本依頼書に不備のある場合は、下記番号に○印を付けて返送ください。	
収納代行企業名	SMBCファイナンスサービス株式会社	(不備返却理由)	
委託者コード	23127000	1 預金取引なし 2 記載事項等相違 3 印鑑相違	
不備返却先	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1 公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金	4 その他()	
委託者番号		検印	照合
			受付

※クレジットカードの有効期限は、最長でもお申し込みされる月の翌月末までであることをご確認ください。

クレジットカード支払に関する注意事項

- 当共済契約に基づく共済負担金は、クレジットカード名義人とクレジットカード会社との契約条件に基づき、所定の方法でクレジットカード名義人は当該クレジットカード会社に支払い、(公財)兵庫県住宅再建共済基金(以下「基金」といいます)は当該クレジットカード会社から支払を受けるものとし、当該共済契約が自動更新された場合も同様とします。なお、お支払方法は1回払いのみとさせていただきます。
- クレジットカードの発行会社の指示により、お客様へご連絡なしに新しい会員番号、有効期限でのお支払となる場合もあります。
- 当基金からは、請求書及び領収書は発行しませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
- クレジットカード名義人と当該クレジットカード会社との間で当基金の責めによらない事由により紛争が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、基金は一切の責任を負わないものとします。

委託者番号

* 記入漏れがないか再度ご確認の上、点線部分で切り離し、記入面を折って添付の封筒に入れて返送してください。

アンケートにご協力ください

(該当する番号を○で囲んでください)

● ご年齢は？

- 1 20歳代
- 2 30歳代
- 3 40歳代
- 4 50歳代
- 5 60歳代
- 6 70歳代
- 7 80歳代以上

● 地震保険の契約の有無は？

- 1 加入している
- 2 加入していない

● 共済を知ったきっかけは？ (複数選択可)

- 1 チラシ・パンフレット
- 2 ポスター
- 3 新聞記事
- 4 県・市町の広報誌
- 5 イベント・行事
- 6 職場の広報・紹介
- 7 知人から
- 8 インターネット広告
- 9 Facebook等のSNS
- 10 その他

()

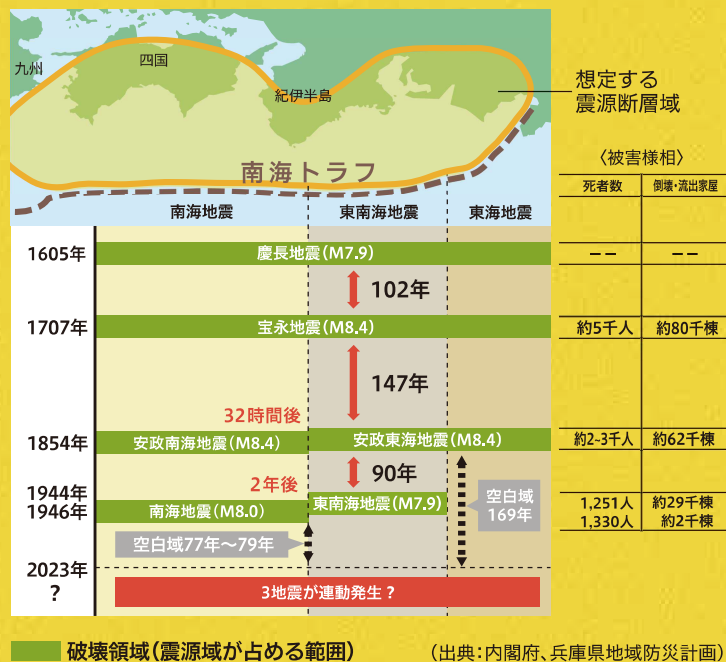
● 加入の決め手は？ (複数選択可)

- 1 災害時の助け合いになるから
- 2 負担金が安い
- 3 給付額が魅力的
- 4 兵庫県が実施する制度なので安心
- 5 加入の手続き・給付金申請の手続きが簡単
- 6 あらゆる自然災害での被害が対象
- 7 地震保険・他の共済との併給が受けられる
- 8 勧誘を受けて
- 9 その他

()

南海トラフ地震

南海トラフでは、繰り返し大地震が発生してきました。近年では1944年に東南海地震、1946年に南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じました。これらの地震発生からすでに70年以上経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。



兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主な活断層

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬～高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外には上町断層帯など多くの活断層が分布しており、強い揺れを伴う地震の発生が想定されます。



事務連絡
令和5年10月1日

各区長様

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(依頼)

仲秋の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「隣保館だより」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付物 隣保館だより 10月号
- 2 送付部数 回覧部数分
- 3 連絡先 三木市志染町吉田823
三木市立総合隣保館
TEL 82-8388 担当：澤田・橘田

2023
10月

三木市人権啓発紙

隣保館だより

テーマ：誰一人取り残さない学び
を保障するために

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）
URL=<https://www.city.miki.lg.jp/site/sougo-urinpokan/>

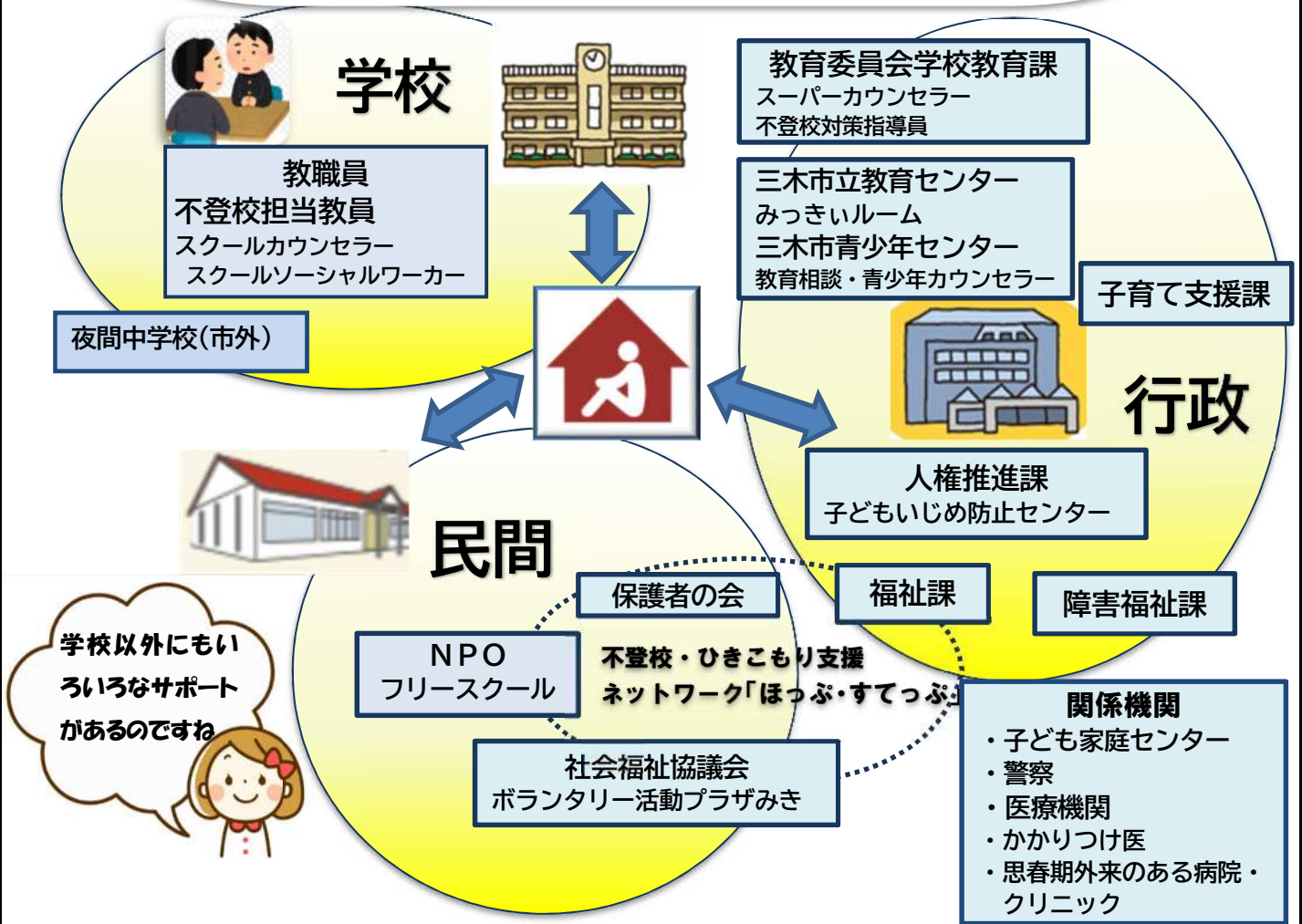


QRコード⇒

発明王、エジソン。日本の植物学の父、牧野富太郎。二人の共通点は？それは、小学校中退だったことです。学校に行かなかった二人ですが、ともに素晴らしい研究成果を挙げました。人それぞれの学び方があるということでしょうか。学校教育も多様な学び方を進めようと現在、様々な改善がなされています。

近年、様々な要因で不登校になった小中高等学校の児童生徒が急増し、大きな社会問題となっています。国は、不登校・ひきこもりをはじめ、十分に教育を受けられない、受けられなかった人たちに、「誰一人取り残されない学び」を社会全体で保障しようと、学びの多様化学校や夜間中学校の設置などの政策を進めています。三木市でも、不登校生やひきこもりの人たちを支援するため、学校、行政、民間の関係機関が連携し、社会的自立をめざした支援や学びの場の提供、相談活動等に取り組んでいます。

三木市の誰一人取り残さない学びの支援体制（イメージ図）



令和5年10月(第258回)

人権の小窓 (1)

不登校という選択

～キラキラと輝くために～

フリースペース S-BASE 代表 清水 ひとみ

私が娘の不登校と向き合った当時は、不登校生への支援目標が「学校復帰」の一択でした。学校に行けないことは恥ずかしいことという思いと、学校に行けないことへの罪悪感を抱え、家に籠る日々。私自身もダメな母親というレッテルを貼られた気持ちになり、前にも後ろにも進めず、ただ立ち尽くしていました。壁を作り、孤独に耐えるしかありませんでした。

その経験を活かし、親のサポート、子どもの居場所となるようにと、フリースペース S-BASE (エス・ベー



ス)を設立し、学校以外の学びの場として、地域と繋がり、不登校の子どもたちでもワクワクするような体験を提供しています。子どもたちは未来を担う大事な地域の財産です。地域の方と繋がり、学ぶ機会を大事にしながら、社会の一部として地域貢献できる機会を提供しています。

多様な生き方・多様な学び

不登校児童生徒数は全国で25万人に迫る勢いで増え続けています。2016年に教育機会確保法が施行され、学校以外の居場所の必要性も認められるようになってきました。このように、不登校ではなく、学び場を選択できる社会、子どもたちの多様な生き方が認められる社会へと変わろうとしています。ですが、現実はまだまだ多様性よりも同調性(協調性)が求

(筆者プロフィール)

S-BASE 代表 清水 ひとみ

メンタル心理カウンセラー

2020年6月フリースペース S-BASE 設立

2023年9月フリースクール S-BASE2号店設立。親の会「おやBASE」も毎月開催



められ、人と同じであるように選択し、評価される社会です。そんな社会に違和感を覚え、学校に行きづらくなった子どもの多くは、自尊心が低いと感じます。その原因の一つに自己決定の欠如があります。そこで、子どもたちとの関わりで私たちが意識していることは、どんな小さな選択でも自己決定を促し、その選択を評価しないことです。そういった関わりを続けることで、子どもたちは少しずつ自信を取り戻し、自尊感情も向上します。自尊感情が向上すると、自分を頼りに歩き始めるようになるため、生き生きと活動を始めます。

公教育だけでなく、フリースクールやホームスクールなどのような学びの場を自由に選択でき、また、より自分を輝かせ、自分の世界を広げるためにはどのスタイルで学ぶことが一番良いのかを選択できるようになれば、不登校という言葉もなくなると思います。

三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ・すてっぷ」が目指すもの

三木市不登校・ひきこもり支援ネットワーク「ほっぷ・すてっぷ」は、三木市内の不登校・ひきこもりの支援を行う行政、民間、市民団体が手を取り合って、立場を越えて連携し、全力でサポートをしようと2021年に発足しました。

様々な理由で地域や社会との関わりが難しい方やその家族の勇気のSOSに迅速に応え、一步を踏み出せる伴走者となることを目指しています。

現在、S-BASEは、学校に行きづらいお子様の居場所の提供、親御さんの相談といった役割を担っています。

不登校は引きこもりの入口になることもあります。その入口での関わりで、少しでも人の温かさに触れ、人に頼ることを知り、自分らしく生きることを取り戻せるよう伴走したいと思います。



人権の小窓 (2)

「姫路に夜間中学校が 開校しました」

ひょうご夜間中学をひろげる会
副代表 原田 貞雄



「学校(夜間中学)へ行き始めて、私は、ものごとくに感動して涙がよく出るようになりまし。昔は、辛いことがあっても、泣くまいと、歯を食いしばって生きてきたせいか、ものごとの楽しさも感じませんでした。今は、ものを見ても聞いても、嬉しさも楽しさも、肌で感じるようになりまし。勉強して少し文字が読めるようになると、街の看板も新聞の見出しも、買い物レシートさえも、声を出して読みたくなりました。…」

これは、姫路から神戸の西野分校という夜間中学校に通われた村上玉子さんの作文です。これを読めば、学ぶ事、すなわち教育を受ける権利は基本的人権であることがお分かりいただけると思います。このあと、初めて住所や名前が書けた時の嬉し涙は、甘かったとつづっておられます。感動の作文でした。

兵庫県に限らず、学齢期にいろいろな事情で学校に通えなかった方が大勢おられることが2020年度の国勢調査で分かってきています。このような方々の一人一人の事情に合わせて、義務教育の機

(著者プロフィール)

原田 貞雄 (はらだ さだお)

ひょうご夜間中学をひろげる会・副代表
姫路市教育委員会人権教育課長、学事保健課長を経て小学校長として定年退職。
在職時より、仲間とともに「姫路に夜間中学を」の運動をはじめた。

会を保障すべきとする「義務教育機会確保法」が2016年に施行されて以来、全国に少しずつ夜間中学校が開校されるようになってきました。2023年春に全国41番目の夜間中学校として「姫路市立あかつき中学校」が開校しました。夜間中学校は、年齢、性別、国籍に関わりなく、共に学ぶ場として開校されました。若い人から高齢の方まで、もちろん話す言葉や肌の色にも関わりなく、各人の色々な背景の上にとって共にそれを認め合いながら学ぶ、そこは自己実現の場となっています。

あかつき中学校は、姫路市立の中学校となっていますが、西播磨、東播磨地域のほとんどの各自治体とはすでに連携協定が結ばれており、神戸の2校、尼崎の1校と合わせて条件に合う夜間中学校に通えるようになっています。現在、市外の方も複数名おられ、三木市からの希望もあるようです。入学申し込みの窓口は各市町の教育委員会となっています。

学校は、「JR東姫路駅」から徒歩5分の距離にあります。生徒さん用の駐車場はありませんが、自動車通学も可能なようです。授業は一日4時間で、給食も準備されています。公立中学校ですから、もちろん費用は無料となっています。

学ぶことは、人権を保障する行動そのものですが、実際には「夜間中学に通っています」と近所の方に話せない生徒さんがおられることも事実のようです。基本的人権がすべての人に保障される世の中の実現を進めていきたいものです。





(C) こゆり

隣保館カレンダー 10月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日		16	月	
2	月		17	火	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (総合隣保館)
3	火	経営・職業相談 10:00～	18	水	
4	水		19	木	人権相談 (三木市役所)
5	木		20	金	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (吉川町公民館)
6	金	経営・職業相談 10:00～	21	土	
7	土	隣保館視察研修 (長島愛生園 (予定)) きらきら書道 13:30～	22	日	
8	日		23	月	エアロビクス 14:30～15:30
9	月	スポーツの日	24	火	経営・職業相談 10:00～ 人権フォーラム 18:30～19:45 (総合隣保館)
10	火	経営・職業相談 10:00～	25	水	
11	水		26	木	手芸サークル 13:30～
12	木	手芸サークル 13:30～ 人権相談 (吉川支所)	27	金	経営・職業相談 10:00～
13	金	経営・職業相談 10:00～ 人権相談 (緑が丘町公民館)	28	土	茶道教室 13:00～
14	土	茶道教室 13:00～	29	日	
15	日		30	月	
			31	火	経営・職業相談 10:00～

人権フォーラム開催

時刻 18:30～19:45

17日 (火) 三木市立総合隣保館

- ①色覚異常はおもしろい(作文朗読)
竹下 征吾さん(平田小5年)
- ②絆カフェ「カリヨン」の活動を通して
木村 優海さん、吉留 翼さん、橋爪 愛翔さん
(関西国際大学保健医療学部)
- ③みんなで行きたい「スマイル学級」
永裕 郷子さん(吉川小主幹教諭)
- ④どんな私でも大丈夫
寺尾 直美さん(なほみ助産院 院長)

20日 (金) 吉川町公民館

- ①二歳の妹に教えてもらったこと(作文朗読)
三宅 和音さん(三木中3年)
- ②子どもも大人も幸せであるために
藤本 恵美さん(別所認定こども園長)
- ③子ども達から教わった「思い」への尊重
猶原 恵理さん
- ④息子との出逢いと別れ
大西 秀樹さん(三木市議会議員)

24日 (火) 三木市立総合隣保館

- ①すぐ行動(作文朗読)
前田 采音さん(別所小4年)
- ②このごろ思うこと
浦 佑里佳さん
- ③私が日本社会から受け取ったものが返していくもの
バレンスエラ エドさん(三木市国際交流協会会員)
- ④不登校の子供たちが教えてくれたこと
清水 ひとみさん(S-BASE代表)

皆様の参加をお待ちしています

人権教育指導員研修会で

映画DVD「破戒」を鑑賞しました

去る8月31日、島崎藤村原作「破戒」の映画、DVDビデオを指導員20名で視聴しました。人気俳優間宮祥太郎が演ずるのは、自らの出自に苦悩する主人公丑松。子どもたちと丑松との別れを描くラストシーンに心を揺さぶられました。



〈視聴した指導員の感想(抜粋)〉

- 「差別は人の心から簡単に消えない」「弱いから差別する」「耐えるしかない」など、考えさせるセリフが多かった。
- 大感動でした。一人の勇気ある行動・言動が波動し、血脈として次世代へ受け継がれることを希望します。また、その一人になっていきたいと思いました。人は部落、生まれによってではなく、振る舞い、行動によって真価が問われるものだと思います。

◎ 映画DVD「破戒」(上映時間 119分)は、三同教のビデオライブラリーに所蔵。学校や団体の人権研修用教材として総合隣保館で貸し出しをしています。ぜひご活用ください。

人権啓発紙「隣保館だより」10月号 (毎月1日発行)

令和5年10月1日発行 三木市市民生活部人権推進課 編集

〒673-0501 三木市志染町吉田823 三木市立総合隣保館

TEL 82-8388 FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

各 区 長 様

福) 兵庫県共同募金会
三木市共同募金委員会
会長 植 田 吉 則

令和5年度赤い羽根共同募金運動へのご協力について (ご依頼)

秋冷の候 区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は、共同募金運動に対しまして、多大なるご支援とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、10月1日より全国で赤い羽根共同募金運動が展開され、三木市においても「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに本運動を展開いたします。

この運動は、一人ひとりがそれぞれの立場で地域の福祉活動を支え、参加する運動であり、集まりました募金は、三木市の地域福祉活動推進の財源として、大きな支えとなっております。

つきましては、同封しております共同募金運動ハンドブック (戸別募金編) により、運動の趣旨をご理解いただき、本年度も貴自治会での運動の啓発と募金の取りまとめにつきご協力をお願い申しあげます。

記

- 1 啓発及び募集期間 10月1日～10月31日まで
- 2 取りまとめ 11月6日(月)までをお願いします。
- 3 同封の書類等

【全自治会共通】	
共同募金運動ハンドブック (戸別募金編)	1部
ポスター	1枚
払込取扱票	1枚
【必要物品回答分 (各自治会)】	
①募金用封筒	希望された自治会へ必要数をそれぞれお送りします。
②赤い羽根シール	
③戸別領収書	
④赤い羽根共同募金啓発チラシ	

【お問合せ先】

三木市共同募金委員会 (三木市社会福祉協議会内)
三木市大塚 1-6-40 (三木市総合保健福祉センター2階)
電話 (0794) 82-4043 担当 大西
三木市吉川町大沢 412 (吉川健康福祉センター内)
電話 (0794) 72-2940 担当 南谷

令和5年度版

赤い羽根共同募金運動 ハンドブック（戸別募金編）

～助け合い 広がる つながる 赤い羽根～

【赤い羽根ひょうご運動スローガン】



三木市共同募金委員会

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	「赤い羽根共同募金」とは・・・・・・・・	2
3.	共同募金はどのように活用されていますか？・・・	3
	●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）	
	●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）	
4.	共同募金の年間スケジュール・・・・・・・・	5
5.	さまざまな募金方法・・・・・・・・	6
6.	共同募金と自治会・・・・・・・・	7
7.	戸別募金の取りまとめスケジュール・・・・・・・・	8
8.	募金活動に際してお届けする物品・・・・・・・・	9
9.	戸別募金の留意点・・・・・・・・	10
	●赤い羽根共同募金の取りまとめについて	
	●募金活動終了後	
	税法上の優遇措置・・・・・・・・	11
10.	おわりに・・・・・・・・	12
11.	参考資料・・・・・・・・	13
	●令和5年度 赤い羽根共同募金運動要綱	14

1. はじめに

毎年10月から始まります赤い羽根共同募金運動（共同募金）においては、区長様をはじめ自治会役員、協力者の皆さまには多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

共同募金は、民間の運動として戦争直後の1947年に市民が主体の取り組みとしてスタートし、「戦争の復興支援」、「民間の社会福祉の推進」に活用されてきました。そして共同募金が始まり70年以上が経った今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組むための「地域福祉活動を進めるための財源」として、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、市民主体の運動を進めています。

自治会におかれましては、共同募金開始から、その目的である「市民参加の運動の推進と、福祉に対する関心や共感を高めて活動の参加につなぐ実践」にご協力いただき、地域福祉の推進、発展に大きな役割を担っていただいています。

寄せられた募金は、兵庫県共同募金会を通じて県下の社会福祉施設や団体に、そして社会福祉協議会が中心となった市内の地域福祉活動に配分されています。

運動を展開するにあたり、兵庫県共同募金会や三木市共同募金委員会では、広報活動に努めていますが、募金の必要性や募金の使いみちについて質問もいただいています。

このような状況の中、地域の皆さまに「地域福祉活動を進めるための財源」の理解と共感を得て、募金運動を進めていくために、「共同募金運動ハンドブック」を作成しています。共同募金の趣旨や実際の募金活動の進め方についてまとめておりますので、募金活動の推進にご尽力いただきますみなさまにご活用いただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活にさまざまな影響が及びました。このような時だからこそ、これからの新たなつながりづくりを丁寧に進めることにより、これらの活動を支える「赤い羽根共同募金」への期待も高まってくると考えています。

最後になりましたが、秋のご多用の折、誠にお手数をおかけいたしますが、何卒、地域福祉活動推進のため共同募金運動にご協力いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人兵庫県共同募金会
三木市共同募金委員会
会長 植田吉則

2. 赤い羽根共同募金とは

共同募金は、「地域福祉の推進」を目的とする運動であり、活動の財源です。地域福祉の推進とは、たとえ生活上の課題を抱えても、誰もが自分らしく地域の中で暮らせるように、地域住民、ボランティア、専門機関などが協力して、これらの課題を地域の課題として解決していく取り組みです。

共同募金は、「地域のために何かしたいけれど、何から始めたらよいかわからない」「時間がなくて直接、福祉活動に参加することができない」といった方が、募金を通じて地域福祉の推進に参加できる運動でもあります。子どもから高齢者まで、さまざまな方が参加できる最も身近な社会貢献のしくみともいえます。

また、その募金の多くが地元のまちで使われることから、共同募金は、**自らの募金が“まちづくり”につながる「じぶんの町をよくするしくみ」**であるといえます。

共同募金の5つの原則

民間性

さまざまな民間の社会福祉活動の財源として活用されるため、住民の参加による民間の自主的な活動として実施されています。

地域性

都道府県を単位として、募金活動を行い、都道府県内の多様な民間の社会福祉活動の財源となります。

※災害の発生など特別な場合は、他県で活用されることもあります。

計画性

配分計画を立案し、その計画に基づいた募金活動を展開します。

公開性

住民の信頼のうえに成り立つ募金であることから、「募金がいくら集まって、どのように使われたか」を常に公開しています。

参画性

地域で広く呼びかけ、理解と共感を得た募金推進委員の組織的な活動によって展開されています。

3. 共同募金はどのように活用されていますか？

●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）

募金のおよそ83%は三木市内で活用されています。

三木市では、令和4年度ご協力いただき寄せられた募金 7,090,926円のうちおよそ83%にあたる 5,869,000円と繰越金を合わせた 9,591,000円が、令和5年度に市内の地域福祉活動を進めるための財源として使われています。

残りの17%は兵庫県内の福祉施設や災害時の積立に活用されています。

【令和5年度 赤い羽根共同募金の使いみち】

（単位：円）

事業名	金額
◎地域コミュニティ活動の推進 *市内のふれあいサロン開設ボランティアグループに助成金を交付しています。 *ふれあい会食会活動に補助金を交付しています。	2,630,000
◎ボランティア活動の拠点整備 *ボランティア・市民活動を求めている人とボランティア・市民活動を結びつけたり、他団体とのコーディネート、情報提供等を行うなどの活動に使われます。	1,549,000
◎活動おこしのための機会づくり *市民による多様なボランティア・市民活動が豊かに展開されるための講座・研修に使われます。地域学校（学びの場）、各ボランティア活動入門講座 等	656,000
◎地域活動車貸出事業 *地域、市民の方が活動に取り組みやすい環境づくりの一つとして地域活動車の貸出をしています。貸出車両の維持管理に使われます。	1,922,000
◎災害時要援護者調査支援事業 *災害時に自力で避難できない方の調査の支援に使われます。	390,000
◎点訳・音訳による事業 *広報や社協だより等を点訳、音訳し視覚障がいのある方へお届けするために使われます。	140,000
◎高齢者行事活動の助成 *高齢者や地域の方の交流と健康増進のための活動支援に使われます。	80,000
◎情報収集・提供・発信事業（社協だより発行等） *地域福祉活動や相談窓口などの情報が掲載された情報誌の発行に使われます。	1,674,000
◎生活相談者への支援 *経済的課題を抱えた方に対する支援に使われます。	400,000
◎福祉資源マップの作成 *地域にある既存福祉資源をまとめたマップを作成します。	150,000
総 計	9,591,000

●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）

赤い羽根共同募金の使いみちは、インターネットで公開されています。

赤い羽根データベース「はねっと」

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、毎年、全国のおよそ5万件の地域福祉活動や草の根のボランティア活動に助成されています。

平成14年から赤い羽根データベース「はねっと」が導入され、共同募金の使いみちを、全国の市町村ごとに一つひとつ紹介する取り組みが行われています。

はねっとのホームページ

はねっとは、「<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>」から見る事ができます。

▼はねっとのHPはこちら



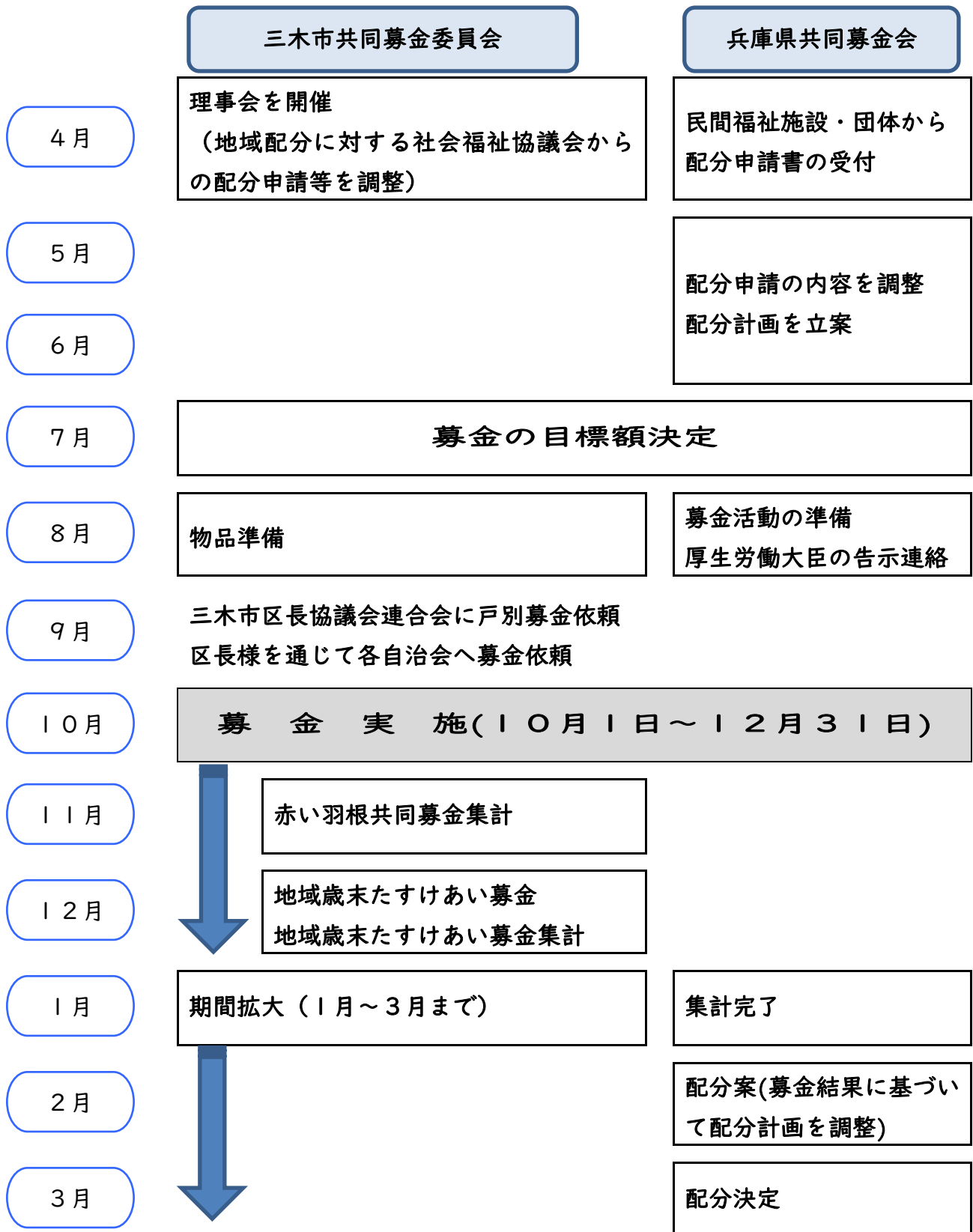
赤い羽根共同募金の災害・被災地支援のホームページ

共同募金会では、国内で災害が発生した際に、さまざまな被災者支援活動に取り組んでいます。

①義援金	災害により被災された方への見舞金として、また、被災された方の当面の生活を支える資金として、都道府県行政を通じてお渡します。
②災害等準備金	毎年共同募金の3%を災害等準備金として積み立てています。災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営資金として、被災地のボランティア活動を支援します。

その他の詳しい活動については、「<https://www.akaihane.or.jp/saigai/>」から見る事ができます。

4. 共同募金の年間スケジュール



5. さまざまな募金方法

戸別募金

各区長を通じて、各世帯へ募金をお願いしています。募金封筒を利用して集められたり、町内会・自治会で協議され、自治会費等から募金をされるなど、さまざまな方法でご協力いただいています。

大口募金

市内の事業者や商店、個人の方などに募金の協力をお願いしています。事業者や商店にとっては社会貢献運動となり、福祉への関心を高め企業イメージの向上になります。

街頭募金

駅前・大型商業店舗等で、広く市民に募金をよびかけます。ボーイスカウトやガールスカウト、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校などの協力をいただき実施しています。

学校募金

小学校・中学校・特別支援学校などの児童・生徒によびかけて行う募金です。募金活動に子どもたちが参加することによって、福祉の心を豊かにすることを目的に実施しています。

※保育所・認定こども園・幼稚園には啓発活動を行っています。

団体・職域募金

企業・団体・官公庁などの職場で、職員・従業員によびかけ協力いただいている募金です。

募金箱による募金

市内の店舗や公共施設に募金箱を設置させていただき、多くの方々に募金をよびかけています。

Q. 運動期間中、戸別募金だけでなく街頭や職場でも募金をお願いされ、二重・三重になっているように思うのですが…？

A. 共同募金運動は、“国民たすけあい運動”の一環としてはじまりました。一人ひとりがそれぞれの立場で、身近な募金活動を通じて寄付することによって、運動に参加していただくことを目指しています。

募金を集めるだけでなく、「だれもが福祉について考え、参加する機会をつくること」も目的としているため、様々な場面を通じて啓発・募金運動を行っています。いずれかの機会でご協力いただければ幸いです。

6. 共同募金と自治会

●共同募金と自治会での「戸別募金」について

「赤い羽根共同募金」は、民間の運動として戦後直後の1947年（昭和22年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金を支援する活動をしてきました。その後、高度成長期を経て、現在は、民間の社会福祉の推進、地域福祉活動推進の財源として活用されています。

募金の一つである「戸別募金」は運動の開始当初から市民参加による運動の象徴として、今日に至るまで地域福祉を進める財源である赤い羽根共同募金において重要な役割を担っています。

三木市共同募金委員会では、各世帯の皆さまには「戸別募金」を通じて運動への参加をお願いしており、区長様をはじめ、役員の皆さまには、集まりました募金の集約にご協力をお願いしております。

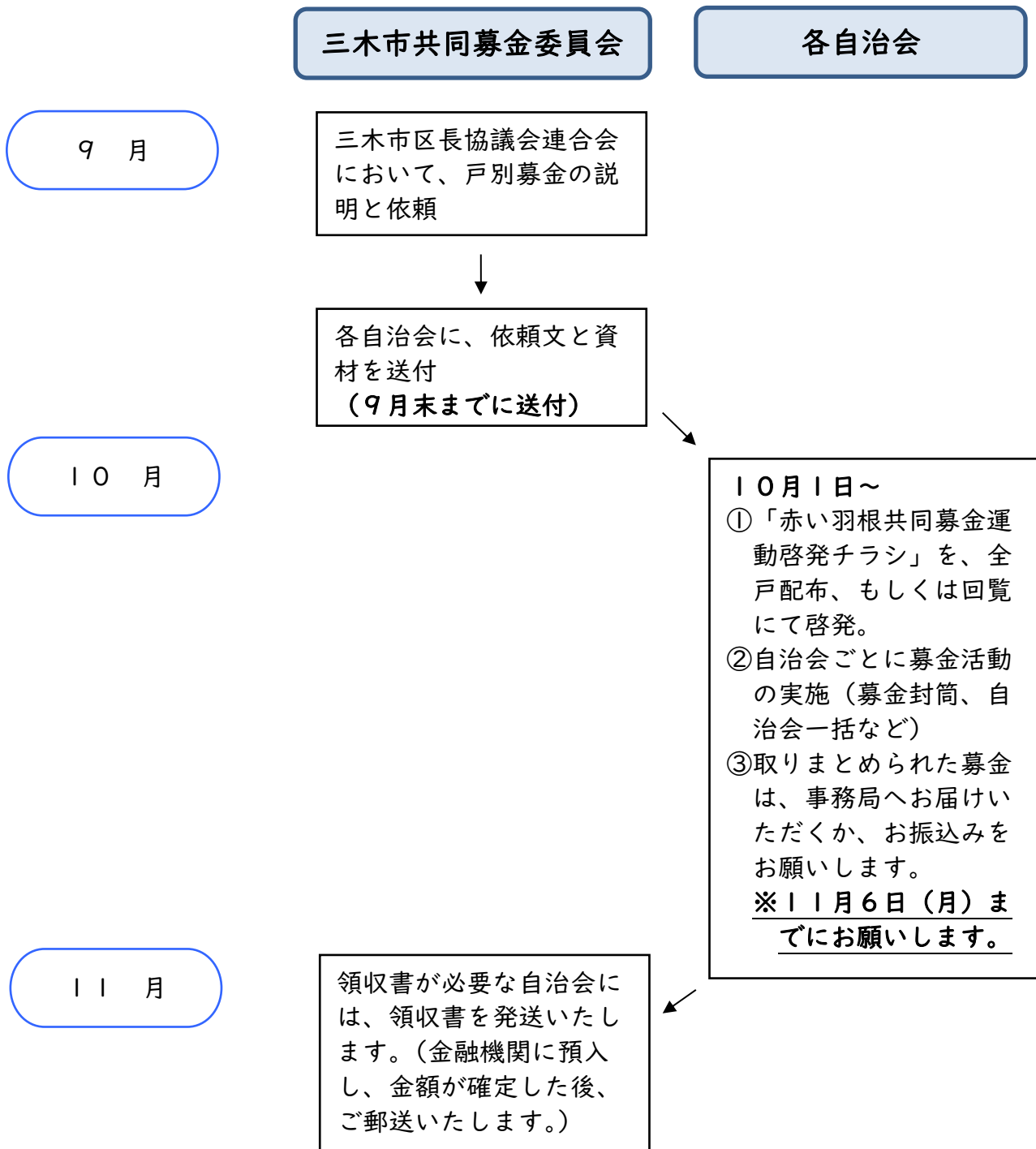
「赤い羽根共同募金」は、地域での活動にも幅広く活用されています。三木市では、高齢者や障がい者の交流事業やふれあいサロン活動の財源、地域福祉活動に使用できる地域活動車の維持管理（マイクロバス、10人乗りハイエース等）や、ボランティア育成のための研修などへ配分されています。

また、赤い羽根共同募金は、「地域福祉活動を進めるための財源」であり、その運動を通じて自らの募金が“まちづくり”につながる「**じぶんの町をよくするしくみ**」です。募金を通じて、子どもから高齢者までみんなが、地域づくりに参加することができる運動でもあります。

区長様をはじめ役員の皆さまには、各世帯の皆さま（寄付者）に、本運動の趣旨や使いみちを理解していただき、赤い羽根共同募金と地域住民をつないでいただくために、ご協力をお願いいたします。







7. 戸別募金の取りまとめスケジュール



8. 募金活動に際してお届けする物品

6月にご確認させていただきました必要物品数をお届けしております。新たに必要物品がありましたらご連絡ください。

共同募金ハンドブック	本冊子	
払込取扱票	郵便局用の振込用紙です。 振込手数料無料	
赤い羽根シール	啓発のためお渡ししております。各世帯にお配りください。 ※羽根の形のシールになります。	
募金用封筒	長形4号（タテ 20.5cm×9cm） 募金を集められる際にご活用ください。 ※通信欄は各自治会で必要に応じてご利用ください。	
啓発用チラシ （A4サイズ 両面）	共同募金の用途について記載しております。各世帯への配布、または回覧をお願いします。	
戸別領収書 （15枚綴り）	領収書が必要な世帯へお渡しください。 利用された場合は募金と合わせて本会まで控えをお届けください。	

9. 戸別募金の留意点

●赤い羽根共同募金の取りまとめについて

赤い羽根共同募金の運動期間は10月1日からとなっております。三木市では10月から11月を共同募金運動実施期間、12月を歳末たすけあい運動実施期間として運動を展開しています。

【留意点】

- ① 募金は寄付者の意思によってされるものですので、出来る範囲でご協力いただければ幸いです。 諸事情で募金を辞退される方もいらっしゃると思います。その場合は、ご足労かけましたことお詫びしますとともに、ご理解いただきますよう、よろしくをお願いします。
- ② 「戸別募金」は前述のとおり、各世帯で共同募金に賛同していただき、ご協力いただくのが本来のあり方です。
一方で、担い手等の負担軽減など、各自治会の事情により、自治会内で協議され、自治会費等から一括して募金に協力いただく自治会もあります。
この場合において、自治会として、共同募金にご協力をいただくことは法的にも問題ありません。
しかしながら、“募金は寄付者の意思”によってされるものであることから、自治会の総会で議決いただき一括で募金の協力をいただく場合には、決定された方法や募金の趣旨、使いみちを自治会の会合や回覧などで、ご周知をお願いいたします。その際には、本会が作成したチラシ等をご活用ください。

●募金活動終了後

集まりました募金は、以下の方法で、三木市共同募金委員会事務局にご送金ください。

①直接事務所にお届けいただく方法

窓口：三木市総合保健福祉センター2階 三木市社協内
(三木市大塚1丁目6番40号)

三木市吉川支所(吉川健康福祉センター)1階 よかわステーション内
(三木市吉川町大沢412)

※事務所は月～金曜日(祝日除く)の午前8時30分～午後5時15分までとなっておりますが、お電話をいただければ午後5時15分以降でもご対応させていただきます。

②郵便局の郵便振替でお振込みいただく方法

※同封の払込取扱票を窓口でご利用ください。(振込手数料は無料です。)

③金融機関からお振込みいただく方法

※次のいずれかの口座に振込をお願いします。

【金融機関一覧】

金融機関名	口座番号	フリガナ 口座名義
兵庫みらい農業協同組合 三木市久留美支店	普通 6064859	ミヅホウチノホウキョウカクキョウエダヨシ川
		三木市共同募金委員会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 三木支店	普通 4003382	ミヅホウチノホウキョウカクキョウエダヨシ川
		三木市共同募金委員会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 別所支店	普通 0029985	77)ミヅヤカクキョウカクキョウエダヨシ川
		社会福祉法人 三木市社会福祉協議会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 吉川支店	普通 0024000	ミヅヤカクキョウカクキョウエダヨシ川
		三木市社会福祉協議会 会長 植田吉則

※支店間の振込も手数料が有料になります。各支店に口座を開設しておりますのでご利用ください。

④下記の公民館で預けいただく方法

この場合は、公民館では預かり書を発行させていただき、後日事務局より領収書を送付します。

各公民館

- ・中央公民館
- ・別所町公民館
- ・細川町公民館
- ・緑が丘町公民館
- ・青山公民館
- ・三木南交流センター
- ・志染町公民館
- ・口吉川町公民館
- ・自由が丘公民館
- ・吉川町公民館

9. 税制上の優遇措置

個人の方（世帯としてされた募金は対象外）が赤い羽根共同募金に寄付（募金）された場合は、所得税および住民税に係わる寄付金控除の対象となります。

なお、自治会予算内で一括募金されている場合は、個人宛に専用領収書を発行することができませんので、この優遇措置を受けることはできません。

●優遇措置の手続き

確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、確定申告の際に、兵庫県共同募金会の発行する専用の領収書を添付が必要となります。必要な場合は三木市共同募金委員会までご連絡ください。

※控除額等につきましては、税務署へご相談ください。

10. おわりに

赤い羽根共同募金の運動が始まってから70年以上が経ち、「赤い羽根共同募金」の名前は地域に根付き、定着してきました。

しかし、一方で「なぜ赤い羽根共同募金をするのか」「使い道が分からない」との声も寄せられます。また、近年様々な目的の寄付が増え、寄付する人は目的意識をもって、自らの想いや願いを果たせる募金を選択するようになってきています。

このような状況の中、三木市共同募金委員会では、これまでの広報活動を課題の一つとし、共同募金活動にご協力いただく皆さまに、共同募金についてご理解を深めていただけるよう、ハンドブックを作成しました。

新型コロナウイルスの感染症の影響がある中ではありますが、様々な配慮をしたうえで、これまでの地域福祉活動の取り組みで培われた地域のつながりを継続できるよう募金活動に取り組みます。

共同募金の趣旨と意義をご理解のうえ、今後ともご協力のほど、よろしくお願ひします。

【お問合せ】 社会福祉法人兵庫県共同募金会 三木市共同募金委員会
(社会福祉法人三木市社会福祉協議会内)

〒673-0413

三木市大塚1丁目6番40号

三木市総合保健福祉センター2階

TEL (0794) 82-4043

FAX (0794) 86-0860

参 考 资 料



令和5年度 赤い羽根共同募金運動要綱

兵庫県共同募金会三木市共同募金委員会

1 趣旨

この運動は、住民相互の支えあいとたすけあいを基調としており、住民の主体的で多様な地域福祉課題への取り組みを支える運動です。地域福祉の推進がますます求められる中、多くの住民の協力と支援が得られるよう、兵庫県共同募金会と連携し、啓発に努め、積極的な展開を図ります。

2 運動期間 10月1日～12月31日
(期間拡大 1月1日～3月31日)

3 募金方法

- (1) 戸別募金
- (2) 街頭募金
- (3) 大口募金
- (4) 学校募金
- (5) 団体・職域募金
- (6) 募金箱の設置

4 実施上の重点事項

- (1) 住民の自発的な意思を基盤とした取り組み
- (2) 「赤い羽根データベースはねっと」(中央共同募金会ホームページ)による事業の透明性と情報提供の推進
- (3) 受配施設・団体による広報・募金活動への取り組み
- (4) 募金協力者への趣旨の周知

5 広報

啓発・広報活動をおこなうことにより、この運動への共感や協力の輪を広げます。

- (1) 関係諸団体・学校・施設等へのポスター・壁新聞の配布
- (2) 赤い羽根共同募金啓発ちらしを発行・配布
- (3) 地域FM局へのスポット放送の協力依頼
- (4) 啓発活動の企画実施(10月1日 職員による啓発活動予定)
- (5) 公式Instagramによる広報啓発活動
- (6) あかはねちゃんサポーターによる広報啓発活動の実施

6 目標額 9,000,000円 (令和4年度実績 7,090,926円)
(広域目標額 1,169,000円)
(地域目標額 7,831,000円)

回覧

令和5年10月1日

各位

三木市都市整備部道路河川課
課長 小紫 一磨
三木市吉川支所地域振興課
課長 辻田 政顕

防犯ニュースの回覧について

秋冷の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本市の市政推進に格別のご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、昨今三木市内においてグレーチングの盗難が多発して
おります。そのため、三木警察署が作成した防犯ニュース
について、回覧の依頼がありました。

つきましては、防犯ニュースをお読みいただき、盗難への
注意をお願いいたします。

○お問い合わせ先

①兵庫県三木警察署

〒673-0405 三木市平田 240-1

電話番号：0794-82-0110

②三木市道路河川課管理係

電話番号：0794-82-2000

三木市吉川支所地域振興課

電話番号：0794-72-0180

例) グレーチング設置状況 (農道部)



グレーチングの盗難が多発!



被害発生地区

吉川町、口吉川町、細川町など

主な被害場所

市道脇、農道脇、資材置き場、
用水路など

～防犯ポイント～



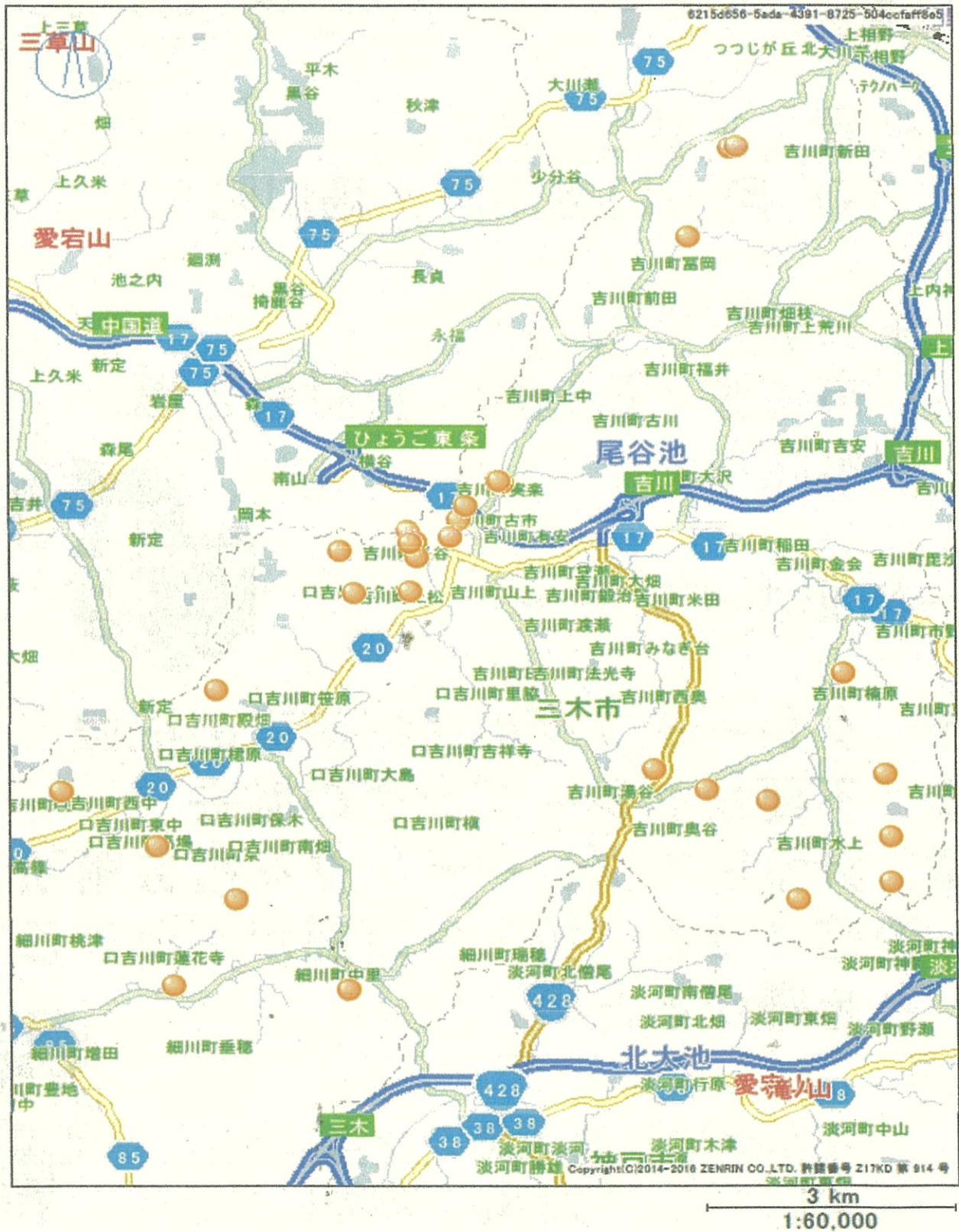
- グレーチングの設置箇所の把握
- 不要なグレーチングの撤去
- 針金等でグレーチングを複数箇所連結させる（犯人は時間がかかることを嫌がるため）

不審者や不審車両を発見すれば、
すぐに110番通報をお願いします!



※ 被害場所の詳細は裏面のとおり

被害場所の地図



● . . . 被害箇所